

資料1

検討会における論点（第4回）

平成17年6月30日

総務省総合通信基盤局

料金サービス課

論点 1 添架ポイント

I 第3回会合における合意事項

1 具体的な工法については、関連法令（道路法、有線電気通信設備令等）、各電柱保有者が定める技術基準等の基準を満たせば、自前敷設する際の工法は自由であり、個別の添架方法については、個別の協議に委ねられることとされた。

（東京電力エリアの場合）

2 6.1m ポイントに単独添架ができない場合、他のポイントを使用する際に下記のことが確認された。

- 6.1m を最初の添架ポイントとし、6.1m ポイントに単独添架できない場合には、6.4m での単独添架を検討する。その場合、6.4m ポイントでも単独添架ができないときは、NTT との一束化を検討することとする（6.7m ポイントへの単独添架を検討するかについてはペンディング）。
- 2本の電柱間で、6.4m ポイントをとばして6.1m ポイントから6.7m ポイントへ添架ポイントを変更することは、ケーブルが交差するため望ましくない。

（関西電力エリア）

3 電柱の形態について、様々な形態があることが認識され、6.1m ポイントに空きがある場合は、6.1m ポイントで単独添架を行うことに関して合意された。

論点2 電柱添架申請等の同等性

I 第3回会合における議論

- 1 NTT 東西から電力会社へ電柱添架の申請を行う際の手続において、電柱所有者としてそれぞれが保有している情報（電柱の移設計画等の情報）の確認の省略、共架設備・工法等の確認の省略、一括契約による契約の簡素化等、電柱を相互に保有し利用する関係において手続を省略できる部分について、簡素化を行っているものがあることが確認された（なお、東京電力においては、NTT 引込線の手続きを通知で行っている場合もある）。
- 2 NTT 東西においても、小芯区間の光ファイバ添架、メッセンジャーワイヤーの添架に関しては電柱管理者において強度確認を行っているため、他事業者が添架申請する際も同様に強度計算を行うべきとの認識が示された。
- 3 電力事業者から、今回の引込線のような定型かつ大量の申込みに対しては、①あらかじめ共架設備の仕様・工法等についての事前協議を行うことにより都度の設備確認を効率的に実施し、また、②あらかじめ基本契約を締結することにより都度の契約については一定期間分を一括して締結する等を内容とする簡素化案が提示された。
- 4 第1回検討会において NTT 東西から提示のあった電柱添架手続簡素化案（将来敷設予定の光引込線を含めた強度計算）について、電柱強度の「予約」が可能となるため、電柱の有効かつ公平利用の観点から考慮すべき点があるのではないかとの考えが示された。

II 第3回会合において議論すべき事項

1 新たな添架ポイントに光引込線を添架する場合

(1) 接続事業者

ア 電柱添架の具体的工法

第3回提出資料の再提示（必要に応じてリバイス）

イ 電柱に添架する引込線の種類・添架の形態等

POI-BOX以降の具体的添架方法（引込線の種類（太さ等）、メッセンジャーワイヤー使用の有無、少芯ケーブルの有無など）

(2) NTT東西

- ア 上記(1)により、接続事業者から提示のあった工法を踏まえ、電柱に突き出し金物を取り付けずに電柱に直接添架する工法が可能か検討
- イ 上記(1)により、接続事業者から提示のあった工法を踏まえ、電柱添架手続簡素化案を検討(特に、第1回会合において提示のあった、将来敷設予定の光引込線を含めて強度計算を実施する案に対し、第3回検討会において示された懸念(I - 4)も踏まえて再検討)

(3) NTT東西、電力会社

- ア 電柱共架申込みを受けて確認している事項(第3回検討会における東京電力資料P3参照)のうち、接続事業者の光引込線添架申請においても省略可能と考えられる確認項目、手続きを検討(当該電柱への初めての添架か、2芯目の添架か等により省略できる手続きが異なる場合には、それぞれについて)

- ・ 添架設備・工法等 → 事前の一括協議により個々の添架申請の際は省略の可能性
- ・ 電柱所有者として共有している情報 → 情報開示の可能性
- ・ 契約締結 → 包括的な契約の締結により、個々の契約の省略の可能性。 など

イ 新たな添架ポイントの管理方法

- ・ 電力柱において、新たな添架ポイントの空き状況の管理等の主体の考え方(NTTポジションであることからNTTが管理するのか、電柱所有者が管理するのか)
- ・ 添架申請先の考え方(NTTポジションであることからNTTに行うのか、電柱所有者に行うのか)
- ・ 上記を踏まえた処理フローの提示 など

2 単独添架できないため、NTT東西と一東化する場合

(1) 接続事業者

第3回提出資料の再提示(必要に応じてリバイス)

(2) NTT東西

第3回提出資料の再提示(必要に応じてリバイス)

論点3 電柱添架費用の同等性

1 第3回会合における議論

NTT東西から電柱添架料の概要の説明。

2 議論の進め方

(1) 接続事業者

NTT東西の光引込線に係る電柱使用料について、NTT東西の説明を踏まえ、要望・確認希望事項等の提示

(2) NTT東西

上記(1)により接続事業者からの要望・確認希望事項等について、検討。

論点4 道路占用関係

1 第1回会合に提出された資料における接続事業者の立場

NTT東西が光引込線を引く場合の道路占用手続、道路占用料の実態について確認を要望

2 議論の進め方

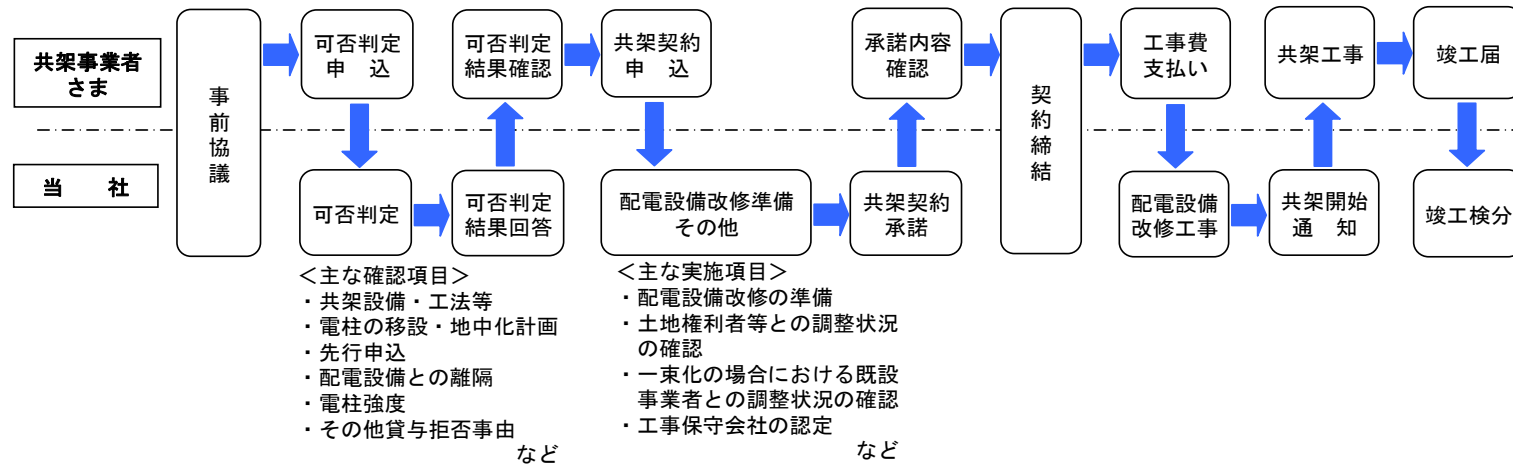
まずは論点1～3についての合意を目指す。

論点5 その他

- ・ NTT東西の電柱情報の開示の必要性 等

2. 共架申込み手続きの概要および申込みの状況について

1. 共架申込み手続きの概要



2. 申込みの状況

- 申込み件数：年間10万件程度
- 申込み電柱基数：年間50万基程度